

## 【臨時庁議記録】

- 1 日 時 令和3年1月5日（火）午前9時00分～午前9時30分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長                      副市長                      教育長                      参与(兼)子ども家庭部長  
                    企画財政部長              総務部長                      市民生活部長              福祉保健部長  
                    環境部長                      都市建設部長              議会事務局長              教育部長  
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長                      これより臨時庁議を開催します。審議事項1「新型コロナ予防接種室の設置について」の説明をお願いします。

部 長                      本件は、新型コロナウイルス感染症のワクチンについて、国及び東京都等と連携を図りながら、実用化された際に迅速かつ適切に接種を開始できるよう、準備を進めつつ、必要な体制について整備することを目的としています。組織体制として、福祉保健部に新型コロナ予防接種室を設置し、専任の職員を配置します。名称は福祉保健部新型コロナ予防接種室新型コロナ予防接種担当とし、室長1人、担当主査1人及び室員2人の配置を予定していますが、状況に応じて各課からの兼務職員及び会計年度任用職員を配置します。所掌事務は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関することで、執務室は市役所501会議室とし、1月8日から設置する予定です。

                    なお、庁議で了承後、内示を行います。

市 長                      本件について、質問等ありますか。

副市長                      本件については総務文教常任委員会へ報告してください。

部 長                      現在、501会議室は新型コロナウイルス感染症対策本部の執務室となっておりますが、同じ場所で執務するということですか。

市 長                      当面の間はそのように対応してください。他に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「緊急事態宣言への対応について」です。

                    新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県に対し、緊急事態宣言が1月7日に発令される予定です。それを受け東京都から、都民に向けて午後8時以降の不要不急の外出自粛、事業者に向けて営業時間の短縮、イベント等の開催制限、職場における感染防止対策等が要請されます。また、テレワーク緊急強化月間が設定され、事業者に対し、週3日・社員の6割以上のテレワーク実施、ローテーション勤務及び時差出勤の推進等による出勤者の7割削減を目指すことが要請されます。な

お、都立学校の運営は、感染防止対策を行いながら継続されます。市の対応については、1月6日に開催する新型コロナウイルス感染症対策本部会議において審議します。各部署においては、それまでに所管業務における対応について整理してください。なお、市民に対しては、感染防止対策を強く要請する必要があります。

本件について、質問等ありますか。

部 長 市民に対し感染防止対策を強く要請することを踏まえると、市民が主催するイベント等についても中止を要請するという方向性になりますか。

市 長 前回の緊急事態宣言発令時と比較し、感染の発生しやすい状況が明確になってきているため、全てのイベント等を中止とさせるのではなく、市として感染防止対策を徹底するよう要請を行い、実施については主催者判断とする方向性で、新型コロナウイルス感染症対策本部会議へ諮りたいと考えます。他に質問等なければ、案のとおり決定します。

以上で本日の臨時庁議を終了します。